

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(小千谷税務署長)

平成22年7月21日棄却・確定

(第一審・新潟地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年1月14日判決、本資料260号-1・順号11357)

判 決

控訴人	A株式会社
代表者代表取締役	甲
控訴人	B株式会社
代表者代表取締役	乙
控訴人	C株式会社
代表者代表取締役	丙
上記3名訴訟代理人弁護士	笠原 静夫
被控訴人	国
代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	小千谷税務署長 島宗 隆一
指定代理人	長 好行
同	阿部 晃子
同	田辺 之信
同	永塚 光一
同	日下部 勇帆

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人A株式会社の平成13年6月1日から平成14年5月31日までの事業年度について、小千谷税務署長のした次の処分を取り消す。
 - (1) 平成18年6月27日付「法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書」をもって、法人税額を更正し、重加算税を賦課した決定につき、所得金額4336万9612円及び法人税額1179万7300円を超える部分
 - (2) 同日付「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」をもって、源泉所得税の納税の告知をし、源泉所得税の不納付加算税を賦課した決定
- 3 控訴人B株式会社の平成13年10月1日から平成14年9月30日までの事業年度について

て、小千谷税務署長のした次の処分を取り消す。

(1) 平成18年6月27日付「法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書」をもって、法人税額を更正し、重加算税を賦課した決定につき、所得金額1497万0827円及び法人税額381万9900円を超える部分

(2) 同日付「源泉所得税の納税告知書」をもって、源泉所得税の納税の告知をした決定

4 控訴人C株式会社の平成13年12月1日から平成14年11月30日までの事業年度について、小千谷税務署長のした次の処分を取り消す。

(1) 平成18年7月7日付「法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書」をもって、法人税額を更正し、重加算税を賦課した決定につき、所得金額1億4799万2169円及び法人税額4396万5300円を超える部分

(2) 同日付「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」をもって、源泉所得税の納税の告知をし、源泉所得税の不納付加算税を賦課した決定

第2 事案の概要等（略語は、原則として、原判決のそれに従う。）

1 本件は、控訴人A株式会社（以下「控訴人A」という。）、控訴人B株式会社（以下「控訴人B」という。）及び控訴人C株式会社（以下「控訴人C」という。）の3社（以下「控訴人ら」という。）のうち、控訴人A及び控訴人Cの代表取締役で、控訴人Bの実質的経営者であった丙（以下「丙」という。）が、平成13年12月7日、丁（以下「丁」という。）に対し、控訴人らの負担により用意して交付した現金2000万円（以下「本件支出金」という。）について、控訴人らが、その後、これを控訴人らの損金に当たるものとして確定申告したこと（以下、これらの申告を「本件各確定申告」という。）について、本件支出金の性質及び税務上の評価が主要な争点となっている事案である。処分行政庁は、本件支出金は、丙と丁との間の個人的な約束に基づく債務の弁済として交付されたものであり、したがって本件支出金に係る控訴人らの支出は、控訴人らから丙に対する賞与に当たり、控訴人らの損金には当たらないと判断して、控訴人らに対し、法人税の増額更正及び重加算税の賦課決定並びに源泉所得税及び源泉所得税の不納付加算税の賦課決定（なお控訴人Bに対しては、不納付加算税の賦課決定はされていない。）を行った（以下、これらの処分を「本件各処分」といい、そのうち更正決定を「本件控訴人ら更正処分」と、重加算税の賦課決定を「本件控訴人ら重加算税賦課決定処分」という。）。これに対し、控訴人らは、本件支出金は、丁から控訴人らに対する支払要求に応じて、丙が控訴人らの代表取締役等としての立場で支払ったものであり、控訴人らの債務として支払ったものであるから、本件支出金に係る支出は控訴人らの費用（経費）に当たり、処分行政庁の判断は違法であると主張して、本件各処分の取消しを求めている。

2 原審は、本件支出金は、丙と丁の個人間の合意に基づき、丙個人の支出によるべきものとして支払われたものであり、本来、控訴人らが支出すべきものではないから、控訴人らによる本件支出金に係る支出は、丙に対する利益の供与に当たり、これを前提としてされた本件各処分は適法であると判断して、控訴人らの請求を棄却した。原判決を不服として、控訴人らが本件控訴をした。

3 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、原判決を次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」中の第2の2から4までに記載されたとおりであるから、これを引用する。
（原判決の補正）

(1) 8頁8行目の「」の次に「丙」を、同頁10行目の「丁は、」の次に「当初、2000万

円ではなく、5000万円を要求していたところ、当該」を、それぞれ加える。

(2) 11頁17行目の「丁が」の次に「、」を加える。

(3) 12頁24行目の「本件各稟議書を」を「稟議書（甲8ないし10。以下「本件各稟議書」という。）」に、同頁26行目の「本件各内訳書を含む本件原告ら申告書」を「本件各確定申告の確定申告書（以下「本件控訴人ら申告書」という。）」に、それぞれ改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、原判決を次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」中の第3の1から4までに記載されたとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(1) 14頁13行目の「込まれ、」の次に「いわゆるソーブランドの経営を業とする」を、同行目の「取得し、」の次に「Dの収益をもって」を、同頁14行目の「取得した後、」の次に「戊の従兄弟である」を、それぞれ加え、同頁16行目の「辞任し、」を「辞任した後は、Eの学生時代の同級生であり、当時Dに入社して取締役役に就任していた」に改め、同頁17行目の「なり、」の次に「平成2年2月には、」を加える。

(2) 14頁24行目の「丁は」から15頁4行目の末尾までを削る。

(3) 16頁15行目の「売却した」を「売却し、丁は、控訴人らに対し、売買代金を、自己資金及び金融機関からの借入金により支払った。なお、丁は、平成15年11月ころには、Dの株式をさらに第三者に売却した」に改める。

(4) 16頁26行目の「請求した。丁は」を「請求することとした。丁は、上記Dの株式を購入した後、」に改める。

(5) 17頁22行目の「丁に」の次に「対して、」を、同頁26行目の「2000万円」の次に「(本件支出金)」を、それぞれ加える。

(6) 18頁1行目の「甲7」の次に「。宛名の記載はない。」を加える。

(7) 18頁3行目の「原告Cは、」の次に「平成13年12月7日、」を加える。

(8) 18頁12行目の「本件各稟議書」を「当該控訴人らの支払入金稟議書（甲9、10）」に改め、同行目の「おいて、」の次に「控訴人Cに支払ったこれらの金員について、」を加える。

(9) 18頁17行目の「本件各内訳書（」を「本件控訴人ら申告書中のそれぞれの「雑益、雑損失等」の内訳書（以下「本件各内訳書」という。）」に改める。

(10) 19頁13行目の「同社の」の次に「丙以外の」を、同頁26行目の「丙は」の次に「、」を、それぞれ加える。

(11) 20頁11行目の「本件C申告書」を「上記(4)の控訴人Cの確定申告書中の内訳書」に、同頁15行目の「本件雑損失」を「雑損失」に、同頁18行目の「本件株式」を「売却したDの株式」に、それぞれ改める。

(12) 21頁13行目の「対し、」の次に「平成9年の」を加える。

(13) 21頁24行目の冒頭から22頁26行目の末尾までを次のとおり改め、23頁4行目の「2」を「3」に、同頁14行目の「3」を「4」に、24頁24行目の「4」を「5」に、それぞれ改める。

「2 上記(1)から(3)までの認定事実に対し、控訴人らは、丁が税務調査等により負担した金額については、丁がそれまでDから受給し、あるいはその後に受給する給与等の額をDの収

益から調節して増額することにより対応することとされ、戊や控訴人らに転嫁することができないものであり、このことは丁も承知していたのに、丁は、これを支払うよう戊を恐喝し、これが拒絶されると、今度はDの株主であった控訴人らが負担すべきであるとして、控訴人らを企業恐喝したものであると主張する。

しかし、丁が税務調査等により個人的に負担することとなった金額（5000万円）の一部を補てんするため、丁に対して本件支出金を支払うこと自体は、丙自身が、当時、丁からゆずられているというふう思ったわけではなく、むしろ、損害金の支払を求められて、「助けてやらなきゃいかんだろうな」と思った旨述べているとおり（控訴人C代表者丙本人14、30頁）、丙も任意に合意したものであり、丁が丙の意思に反してこれを恐喝したとは認められない。したがって、本件においては、丁から損害の補てんを求められた際、本件支出金の支払を、丙が個人としての立場で合意したのか、控訴人らの代表者としての立場で合意したのかのみが問題となるどころ、丙本人の供述によっても、丁が明確に控訴人らに補てんして欲しいと言ったことはないというのであり（同代表者丙本人29頁）、丙本人は、丁が、控訴人らの旧株主としての責任に言及して補てんの申入れをしてきたとも述べておらず、誰に対する請求であったのかという点についての供述は曖昧である（同代表者丙本人9頁）。他方、前記認定事実のとおり、上記5000万円相当額は、もともと戊のために支出、費消された金員の用途を隠すために丁が個人的に負担することとなったものであり、そのため、丁は、当初から戊個人に対して内容証明郵便等（税務調査の約1年半後から送付している。）によりその補てんを求めていたところ、丁は、戊から、この件については丙と話し合うよう指示されたため、戊から問題の処理を委ねられた者として、丙に対して上記5000万円の損害の補てんを請求するに至ったものにすぎず（丙自身、戊から、丁の戊に対する請求にできれば対応して欲しいと言われて、対応したことは肯定している〔同代表者丙本人28頁〕。）、当初からDの旧株主としての控訴人らの責任を問題としていた事実は認められない。このような経緯からすれば、丁は、丙個人に対して上記請求をしたと見るのが合理的であり、これに沿う証人丁の供述は信用できるというべきである（上記のとおり丙本人の供述は、それ自体曖昧なものであり、採用できない。）。そして、このような丁の請求に対して、丙は、その自認するところによれば、2000万円（本件支出金）を自分が個人的に負担して支払う旨の回答を明示的にしたのであるから、本件支出金の支払合意は、丁と丙個人との間で成立したものと見るほかない。

控訴人らは、証人丁は、丙が個人的に支払う旨申し出たことから5000万円の請求を2000万円に負けた旨供述しているところ、これは、本来は控訴人らに対して5000万円の支払を要求していたことを認めているのに等しいなどと主張するが、証人丁の上記供述の趣旨は、本来、戊に対して損害の補てんを求めており、戊が負担すべき金員であるのに、これを代わりに丙が個人的に負担するということから、2000万円に負けると述べたというものであり（証人丁7頁）、丙本人の供述によっても、丁が当初の5000万円を控訴人らに対して請求していたとは認められないことは上記説示のとおりであり、他にこれを認めるに足りる証拠はないから、控訴人らの上記主張は、採用できない。」

(14) 24頁21行目の「本件重加算税賦課決定処分」を「本件控訴人ら重加算税賦課決定処分」に改める。

(15) 25頁4行目末尾の次に行を改めて、次のとおり加える。

「控訴人らは、控訴人らの関係者間においては、本件支出金は控訴人らが支出すべきものであり、これをDの株式再評価戻し金として損金処理すべきものであるとの認識で一致しており、仮に本件支出金が損金であることを否認されるとしても、単に見解の相違に止まり、国税通則法70条5項が規定する「偽りその他不正の行為」に基づく申告には該当しないと主張する。

しかし、丙が、丁に、丙個人としての立場で本件支出金の支払（丁が被った損害の補てん）を合意したことは上記認定のとおりであり、そうすると、丙が代表者又は実質的経営責任者を務めていた控訴人らにおいても、当然にその事実を認識していたものと認められるから、控訴人らが、本件支出金を控訴人らが負担するものとして損金処理すべきとの認識を有していたとしても、これが単なる見解の相違に当たるものとは認められず、上記控訴人らの主張は、採用できない。」

2 よって、原判決は相当であり、控訴人らの本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 岡久 幸治

裁判官 佐々木 宗啓

裁判官 大寄 麻代